

予算決算委員会建設分科会記録

1 日 時 令和6年6月21日（金曜日）

開 会	午前 9時58分
休 憩	午前10時11分
再 開	午前10時29分
休 憩	午前10時39分
再 開	午前11時06分
休 憩	午前11時16分
再 開	午前11時58分
閉 会	午後 0時18分

2 場 所 第 4 委 員 会 室

3 出席委員 9人

分科会長	押 田 大 祐
分科会副会長	織 田 伸 一
委 員	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	成 田 光 雄
//	尾 上 一 彦
//	村 石 篤
//	金 厚 有 豊
//	柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【消防局】

局長	河部 勝巳
局次長	石井 誠
参事（総務課長）	浦山 信之
参事（警防課長）	松井 孝博
予防課長	岸 隆志
通信指令課長	高稲 信治
総務課主幹（総務企画・調整担当）	草野 桂一

【上下水道局】

局長	酒井 正道
局次長	井村 孝志
局次長（技術担当）	山崎 明彦
参事（農林水産部次長）	五十嵐 健治
参事（建設部次長）	高尾 輝彦
参事（下水道担当）	五十嵐 進
経営企画課長	岸 聡之
契約出納課長	谷島 洋
料金課長	山下 達也
給排水サービス課長	新原 寛之
水道課長	帳山 誠志
下水道課長	井山 哲男
上下水道施設管理センター所長	安部 正雄
東上下水道サービスセンター所長	村田 友康
西上下水道サービスセンター所長	工藤 正美
流杉浄水場長	大場 角栄
浜黒崎浄化センター場長	竹島 寛文
水橋浄化センター所長	神代 浩
下水道課主幹（農村整備課長）	金田 英靖
下水道課主幹（河川整備課長）	沖村 一
経営企画課主幹（調整担当）	加藤 暁美

【建設部】

部長	狩野 雅人
部次長（上下水道局参事）	沼崎 益大
部次長（技術担当・上下水道局参事）	高尾 輝彦
土木事務所長	牧 雅浩
参事（道路整備担当）	山崎 晃
参事（道路河川管理担当）	山崎 哲志
参事（土木事務所建設担当）	坂井 義隆
参事（建設政策課長）	野上 一成
道路整備課長	高木 勝人
道路河川管理課長	経澤 陽一
河川整備課長	冲村 一
道路構造保全対策課長	杉木 光晴
公園緑地課長	桎尾 正樹
市営住宅課長	金田 紀和
営繕課長	小林 江里子
土木事務所管理課長	水野 央
土木事務所建設課長	村井 博昭
建設政策課主幹（調整担当）	北口 諭

【活力都市創造部】

部長	深山 隆
部次長	村井 真哉
部次長（技術担当）	金山 英樹
参事（建築指導担当）	佐藤 英子
参事（再開発担当）	高森 隆
参事（空き家政策担当）	守山 裕一
参事（交通政策課長）	高田 興真
都市計画課長	佐野 正典
景観政策課長	山本 貴章
建築指導課長	井川 清
富山駅周辺地区整備課長	塚本 義明
まちづくり推進課長	野村 知範
居住政策課長	高畑 亘
都市計画課主幹（調整担当）	大門 高史

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理

酒井 優

議事調査課主任

江部 なな恵

議事調査課会計年度任用職員

溝口 弘美

7 会議の概要

分科会長 ただいまから、令和6年6月定例会の予算決算委員会建設分科会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（2名）を許可〕

分科会長 審査に先立ち、分科会記録の署名委員に、村石委員、金厚委員を指名いたします。
各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。
なお、質疑については、議案に直接関係のあるものだけをお願いいたします。
また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。
これより、消防局所管分の議案の審査を行います。
議案第108号 令和6年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第2条債務負担行為の補正を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

消防局長 〔挨拶〕

警防課長 〔議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

村石委員 高所放水車等について、3台で運用していたものが2台になると言われましたけれども、性能は現状と更新後を比較してどのように変わるのでしょうか。

警防課長 まず、放水能力などの性能につきましては現行のものと同等となります。現行の車両は何分30年たっておりますので全て手動で操作しなければならないのですけれども、更新後の車両につきましてはコン

ピューター制御による全自動のため、操作性は格段に向上するものと考えております。何よりも、これまで3台の車両で運用しなければならなかったところ2台での運用が可能となりますので、人員の省力化が図られることが一番の利点だと考えております。

村石委員 人員の省力化にもなるということです。
私にはよく分からないのですが、大型化学高所放水車と泡原液搬送車の関係一恐らく2台をつないでいろいろな作業をするのだと思うのですけれども、車両同士の具体的な関係について教えてください。

警防課長 大型化学高所放水車にも泡原液、消火薬剤を1, 800リットル積載しているのですけれども、単独で活動した場合には最短20分程度で泡原液が不足してしまいます。
石油コンビナートで火災が発生した場合には泡原液を一定時間供給し続ける必要があり、長時間の活動が予想されるため、泡原液搬送車と大型化学高所放水車がセットで出動して災害対応に当たるものであります。

村石委員 セットで対応に当たるということですが、先ほど大型化学高所放水車単独では20分ぐらimotoつと言われましたが、泡原液搬送車は何分ほどもつのでしょうか。

警防課長 泡原液を5, 000リットル積載していますので、1時間半程度は使用可能と見込んでおります。

村石委員 分かりました。事故がないことが一番ですけれども、事故があった場合にはちゃんと火を消し止めることが大事だろうと思います。
それでは、大型化学高所放水車や泡原液搬送車が配置される消防署についてお聞かせください。

警防課長 今は富山北消防署和合出張所に配置しておりますので、更新後の車両も同じ拠点に配置する予定として

おります。

村石委員 富山北消防署と和合出張所ということですが、どの車両が富山北消防署でどの車両が和合出張所に配置されるのかお聞かせください。

警防課長 富山北消防署の和合出張所という意味です。

分科会長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第108号中消防局所管分の意見の表明を行います。
意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、消防局所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第14号 令和5年度富山市継続費繰越計算書、
第9款消防費
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

総務課長 〔議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

以上で、建設分科会消防局所管分を終了いたします。

午前１０時１１分 休憩

～～

午前１０時２９分 再開

分科会長 これより、建設分科会上下水道局所管分の議案の審査を行います。
議案第１０９号 令和６年度富山市公共下水道事業会計補正予算（第１号）
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

上下水道局長 〔挨拶〕

上下水道局次長 〔議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第１０９号の意見の表明を行います。
意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、上下水道局所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第１５号 令和５年度富山市水道事業会計継続費繰越計算書、
報告第１６号 令和５年度富山市公共下水道事業会

計継続費繰越計算書、
報告第21号 令和5年度富山市水道事業会計予算
繰越計算書、
報告第22号 令和5年度富山市公共下水道事業会
計予算繰越計算書、
報告第24号 債権放棄報告の件中、上下水道局所
管分、
以上5件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

上下水道局次長 〔報告第15号について、
報告第16号について、
報告第21号について、
報告第22号について、
議案説明資料により説明〕

料金課長 〔報告第24号について、
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたし
ます。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不
要のものです。
以上で、建設分科会上下水道局所管分を終了いたし
ます。

午前10時39分 休憩

~~~~~

午前11時06分 再開

分科会長 これより、建設分科会建設部所管分の議案の審査を  
行います。  
議案第108号 令和6年度富山市一般会計補正予

算（第２号）、第１条歳入歳出予算の補正、歳出第  
８款土木費中、建設部所管分  
を議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

建設部長     〔挨拶〕

建設部次長   〔建設部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

河川整備課長   〔議案第１０８号中  
河川水路整備事業費について、  
議案説明資料により説明〕

道路整備課長   〔議案第１０８号中  
街路整備事業費について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長      これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長      ないようですので、これをもって議案の質疑を終結  
いたします。  
これより、議案第１０８号中建設部所管分の意見の  
表明を行います。  
意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長      意見の表明なしと認めます。  
以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたしま  
す。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第１４号   令和５年度富山市継続費繰越計算書、  
第８款土木費、  
報告第１７号   令和５年度富山市繰越明許費繰越計

算書、第8款土木費中、建設部所管分、第11款災害復旧費中、建設部所管分、  
報告第24号 債権放棄報告の件中、建設部所管分、  
以上3件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

建設部次長   〔報告第14号について、  
報告第17号について、  
議案書及び議案説明資料により説明〕

市営住宅課長   〔報告第24号について、  
議案書により説明〕

分科会長       これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長       ないようですので、これをもって議案の質疑を終結  
いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不  
要のものです。  
以上で、建設分科会建設部所管分を終了いたします。

午前11時16分   休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前11時58分   再開

分科会長       これより、建設分科会活力都市創造部所管分の議案  
の審査を行います。  
議案第108号 令和6年度富山市一般会計補正予  
算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第  
8款土木費中、活力都市創造部所管分、  
議案第134号 令和6年度富山市一般会計補正予  
算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出  
第8款土木費、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

活力都市創造部長   〔挨拶〕

活力都市創造部次長   〔議案第１０８号中  
活力都市創造部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

居住政策課長   〔議案第１０８号中  
被災木造住宅耐震改修支援事業等について、  
議案説明資料により説明〕

活力都市創造部次長   〔議案第１３４号中  
活力都市創造部所管分の概要について、  
議案説明資料（追加提出分）により説明〕

居住政策課長   〔議案第１３４号中  
宅地液状化等復旧支援事業について、  
議案説明資料（追加提出分）により説明〕

分科会長   これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

大島委員   いずれの事業も、一部損壊の場合は住宅の壁または柱に一定の沈下傾斜が認められるものに限るという条件があるのですが、床についてはどうなのかということを確認したいのです。床に何%かの傾斜があれば当然柱にも傾斜があるのだろうと推定しているのか、条件に床のことが出てこない理由を教えてくださいいただけますでしょうか。

居住政策課長   基準といたしまして、外壁の四隅もしくは四隅の柱等の傾斜を測定して、その結果１％以上の傾きがあったものを今回の事業の対象としておりますので、床の計測はこの中には含んでおりません。

大島委員   普通の新築の家でも球が転がるくらいの傾斜があって当然だと言われることもありますから、１％ではそこまでの傾斜ではないと思うのですけれども、床もそのくらいの傾斜になっているという前提で柱や

外壁の四隅を計測するということによろしいのでしょうか。

居住政策課長 考え方といたしましては柱または壁の傾斜が基準になりますので、要は建物自体に傾きが生じていると。躯体に影響がなくても床だけが傾くということはございますので、あくまで壁または柱で計測することになっております。

尾上委員 議案説明資料（追加提出分）２ページの宅地液状化等復旧支援事業では、工事費上限が１，２００万円と決められています。補助金の上限が決められているのは当然だと思うのですが、私は専門家ではないので分からないのですが、１，２００万円を超える工事費がかかる人はどうなるのですか。

居住政策課長 例えば工事費が１，４００万円かかる場合であっても、１，２００万円で頭打ちになるという考え方になります。工事費として１，２００万円までを対象にさせていただくということです。

尾上委員 要は、補助金上限を算出するために工事費上限を１，２００万円としているだけで、工事費が１，５００万円かかる人は補助金をもらえないということではないのですね。

居住政策課長 今おっしゃったとおり、全体工事費を縛るものではないです。

尾上委員 この書き方がちょっと不親切かなと思うので、改めてもらいたと思います。  
補助金上限が７６６万６，０００円で、実際は工事費の上限はないということですよね。

（「はい」と発言する者あり）

尾上委員 了解しました。

分科会長      ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長      ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第１０８号中活力都市創造部所管分、議案第１３４号中活力都市創造部所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長      意見の表明なしと認めます。  
以上で、活力都市創造部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第１７号 令和５年度富山市繰越明許費繰越計算書、第８款土木費中、活力都市創造部所管分、  
報告第２４号 債権放棄報告の件中、活力都市創造部所管分、  
以上２件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

活力都市創造部次長      〔報告第１７号について、  
議案書により説明〕

居住政策課長      〔報告第２４号について、  
議案書により説明〕

分科会長      これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

大島委員      報告第２４号の略式代執行費用の債権放棄について、建物の所有者である法人がみなし解散したと。土地の所有者については、その法人か相続人かは分かりませんが、これからこのようなケースがたくさん出てくるのです。今回のケースでは清算の中で

補填された部分もあるということですが、代執行を実施するときに、費用をどれくらい回収できるのかという見込みをある程度立てなければならないと思います。このケースのように、放っておいたほうが得をするということだけは避けなければいけないと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

居住政策課長 本市においてこれまで実施した代執行は全て所有者が不在でやむを得ず行ったものでありまして、所有者がいらっしゃるケースについては、議員がおっしゃったように今後の課題だと考えているところでございます。

分科会長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
以上で、建設分科会活力都市創造部所管分を終了いたします。  
これで、6月定例会の当分科会に送付されました議案の審査は全て終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
分科会長報告については、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和6年6月定例会の予算決算委員会建設分科会を閉会いたします。

令和6年6月定例会  
予算決算委員会建設分科会記録署名

分科会長 押 田 大 祐

署名委員 村 石 篤

署名委員 金 厚 有 豊